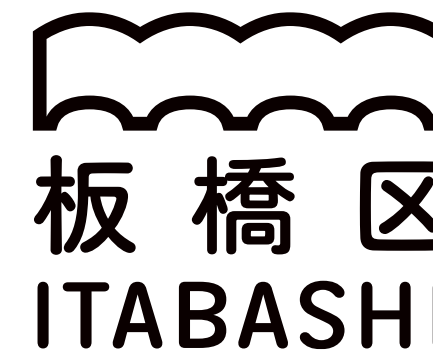




令和8年度

板橋区イノベーション創出・社会実装推進事業

「製品開発・改良に向けた
研究機関とのマッチング支援」

応募説明資料



目次

1. 本事業の概要	— 2
2. 「研究機関とのマッチング支援」の概要	— 7
3. 「研究機関とのマッチング支援」の応募方法	— 13
4. 「研究機関とのマッチング支援」にてお繋ぎ可能な研究機関	— 18
5. 留意事項	— 20
6. 本事業の問い合わせ先	— 22

1. 本事業の概要

1. 本事業の概要（1）本事業の実施背景

本年度、今後10年間の産業振興政策の指針となる「板橋区産業振興構想2035」を策定しました。
「新たな発見に出会える、ブランド創造都市」を実現すべく、成長志向の産業育成に取り組めます。



板橋区産業振興構想2035



産業振興構想の策定背景

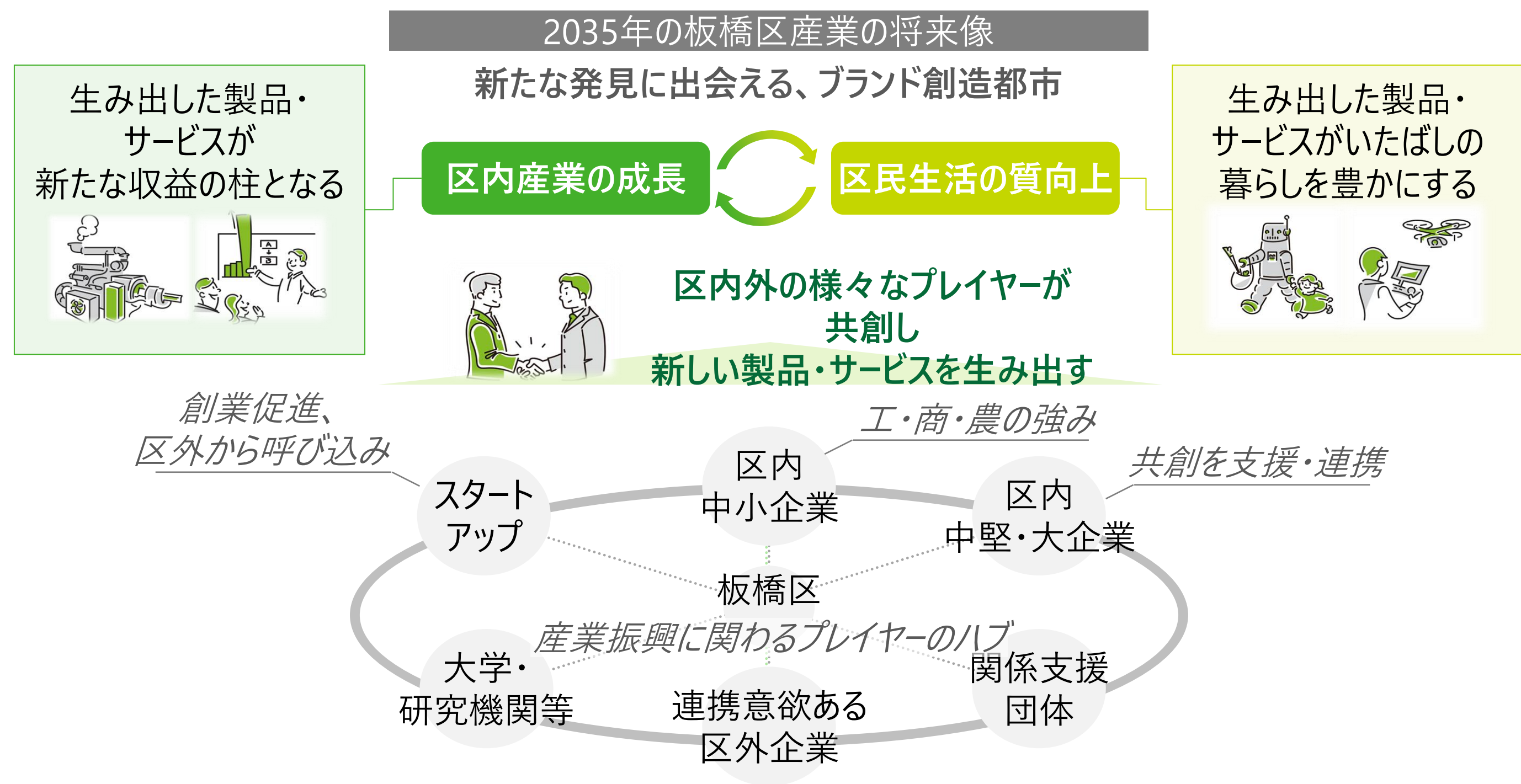
- 長期的な区内産業の発展のため、区内産業の現状と産業振興を巡る世の潮流を踏まえ今後10年間の板橋区の産業振興政策の指針となる「**板橋区産業振興構想2035**」を策定
- 本構想は上位計画の「板橋区基本構想」との連携・整合を図り、産業分野の目標達成をめざす個別計画として位置付ける

本構想を通じて目指す姿・主な取り組み内容

- 多様な産業が集積・発展し生み出してきた板橋区らしい魅力や強みを活かした2035年の将来像として「**新たな発見に出会える、ブランド創造都市**」を設定
- 「**変革**」「**連携**」「**集積**」を基本的な視点とし、**成長志向の産業育成**に取り組む
- 区が産業振興に関わるプレイヤーのハブとなり連携を強化することで、「**産業の成長**」と「**区民生活の質の向上**」が循環するブランド創造都市を目指す

1. 本事業の概要（2）本事業の目的

将来像の実現に向けて、「産業の成長と区民生活の質向上」の循環を区内外の様々なプレイヤーの共創を通じて創出するために、「板橋区イノベーション創出・社会実装推進事業」を立ち上げました。



1. 本事業の概要（3）本事業の全体像

本事業は「共創プログラム群の実施」と「共創コミュニティの形成」によって構成されています。

板橋区イノベーション創出・社会実装推進事業

事業内容①：産業成長と区民生活の質向上の両方に繋がる、**共創プログラム群の実施**

事業内容②：共創意欲を持つプレイヤーの集積・連携を促す**共創コミュニティの形成**

実証・実装プログラム

最大2.5年間
実証：1.5年 + 実装：1年



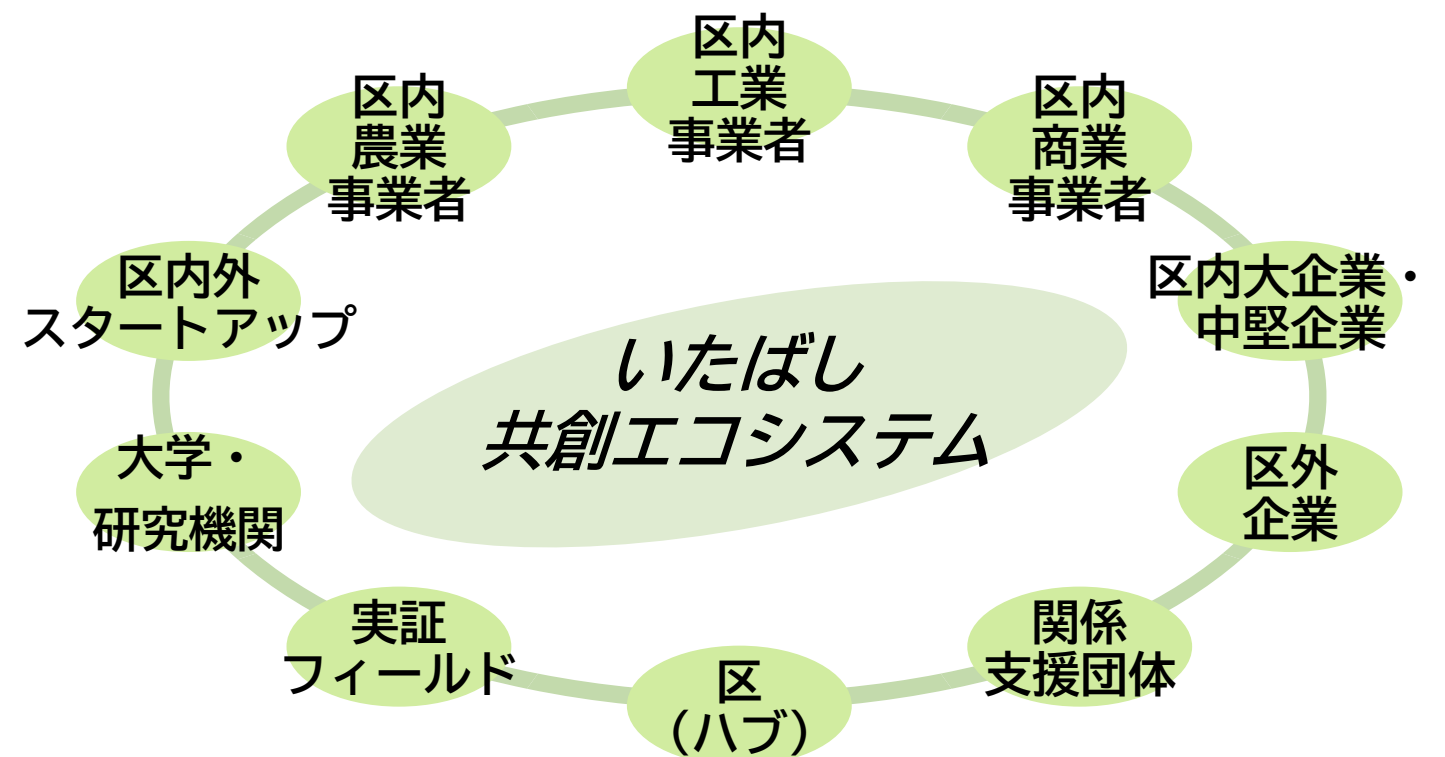
技術の有効性検証、事業化、社会実装

研究開発プログラム

1年間



技術検証可能な新製品の開発



本コミュニティの概要は板橋区のHPをご覧ください
<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bunka/chusho/1064137/index.html>

1. 本事業の概要（4）本事業の特徴

本事業は、区内事業者や区内外の多様なプレイヤーの共創による、区の産業振興・生活の質向上に資する新たな新製品・サービスの開発・創出を重視しております。

本事業における共創のあり方

区内事業者や区内外の多様なプレイヤーが
自社技術・ノウハウを提供することで
新たな製品・サービスの開発・創出に向けて協働すること

自社の事業拡張・転換に
取り組む契機の獲得

自社単独では難しい新たな領域に
取り組む環境の獲得

本事業の
ご活用メリット

地域との繋がり強化・
新たな繋がりへの獲得

区の各種媒体やイベントを通じた
公共領域での実績・PR機会の獲得

2. 「研究機関とのマッチング支援」の 概要

2. 研究機関とのマッチング支援（1）全体像

マッチング支援では、製品開発・改良に関心のある区内事業者・区内外のスタートアップと研究機関が連携を開始するための接点づくりをサポートします

支援の 概要・目的

- 区内中小企業・区内外スタートアップと区内外の研究機関の共創による新製品の開発や既存製品の改良を通じた、イノベーション創出と事業成長の促進

支援対象者

新たな製品の開発や
既存製品の改良に関心のある

板橋区内中小企業

区内外スタートアップ

事務局

連携可能性を探るため
の接点づくりを支援

連携

お繋ぎ可能な研究機関

- 学校法人 帝京大学
- 地方独立行政法人
東京都健康長寿医療センター
- 地方独立行政法人
東京都立産業技術研究センター
- 国立研究開発法人 理化学研究所

2. 研究機関とのマッチング支援（2）支援内容

マッチング支援では、連携を希望される研究機関へのお繋ぎ・初回協議サポート・連携において利用可能な板橋区産業振興課や板橋区産業振興公社の支援内容の提供を行います

研究機関とのマッチング支援における支援内容

1

連携を希望される
研究機関への情報ご共有

- 連携を希望される研究機関へ、
申込フォームに記載いただいたご相談内容をご連携します

2

初回協議サポート

- 研究機関の確認・承諾後、事務局にてお打ち合わせの日程調整を行います
 - 研究機関との初回協議に事務局が同席し、
協議のファシリテーション・サポートを行います
- ※ 研究機関の対応可能者数を超える場合、協議対象者の選定を行います（P.17参照）

3

連携において利用可能な
区・公社の支援内容の提供

- 研究機関との連携や製品開発・改良において
活用可能な板橋区・板橋区産業振興公社が実施する事業の一覧をご紹介します
- 初回協議の結果を踏まえて
特に活用可能性が高いと思われる事業の概要・進め方をご共有いたします

4

「研究開発プログラム」への
応募に向けたサポートの提供

- 2027年1月頃より公募を開始する「研究開発プログラム」
の応募に向けた、研究機関との連携案への助言等を提供します

年間200万円の委託金あり
(詳細はP.12)

2. 研究機関とのマッチング支援（3）特徴

マッチング支援では応募事業者の検討状況に合わせた協議機会を提供します

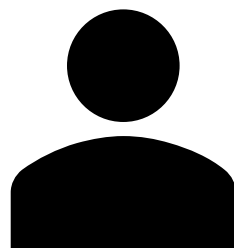
研究機関とのマッチング支援の特徴

製品開発・改良の検討状況に合わせた協議機会を提供します

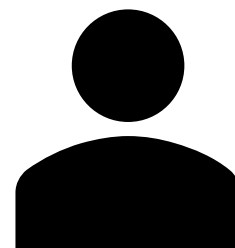
製品開発・改良のアイデアが具体的になりきっていなくても構いません

以下すべて支援対象

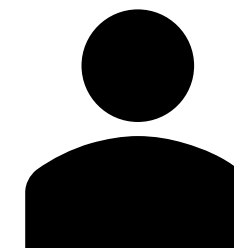
研究機関とどのような連携
が考えられるかを幅広い
テーマで協議したい！



特定の研究者・研究シーズ
と具体的な連携方法を
協議したい！



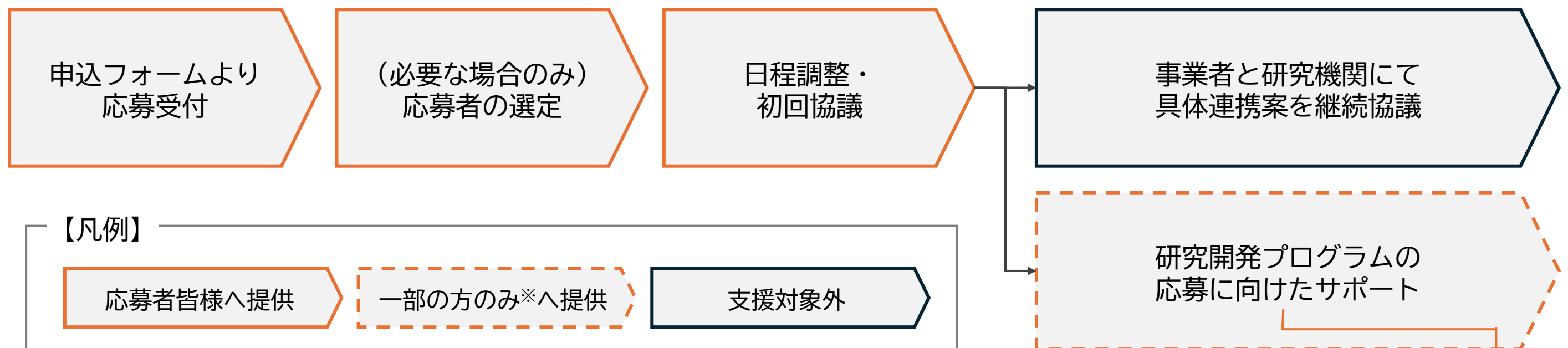
自社が抱える研究開発上の
課題を解決しうる
研究者を探したい！



2. 研究機関とのマッチング支援（4）支援ステップと支援範囲

マッチング支援では初回協議サポートまでを支援します。2回目以降の協議は事業者・研究機関の間でご自由に実施頂きますが、希望者に対しては研究開発プログラム応募に向けてサポートします

研究機関とのマッチング支援のステップ



- 原則、初回協議を実施した後の継続協議は事業者・研究機関間でご自由に実施頂きます
- 応募者の選定が必要になり初回協議まで進まなかった応募事業者や、初回協議を実施後、継続協議に至らなかった事業者の方に対しては製品開発・改良に取り組むために有用な区・公社の他支援策のご紹介及び担当者へのお繋ぎ等を提供します

※研究開発プログラムの応募に向けたサポートは、研究開発プログラムの応募要件を満たし、事業者・研究機関ともにプログラムへの応募意欲がある方のうち、事業性などの観点から対象者を選定します

※研究機関とのマッチング支援に応募していない方も、研究開発プログラムへの応募は可能です

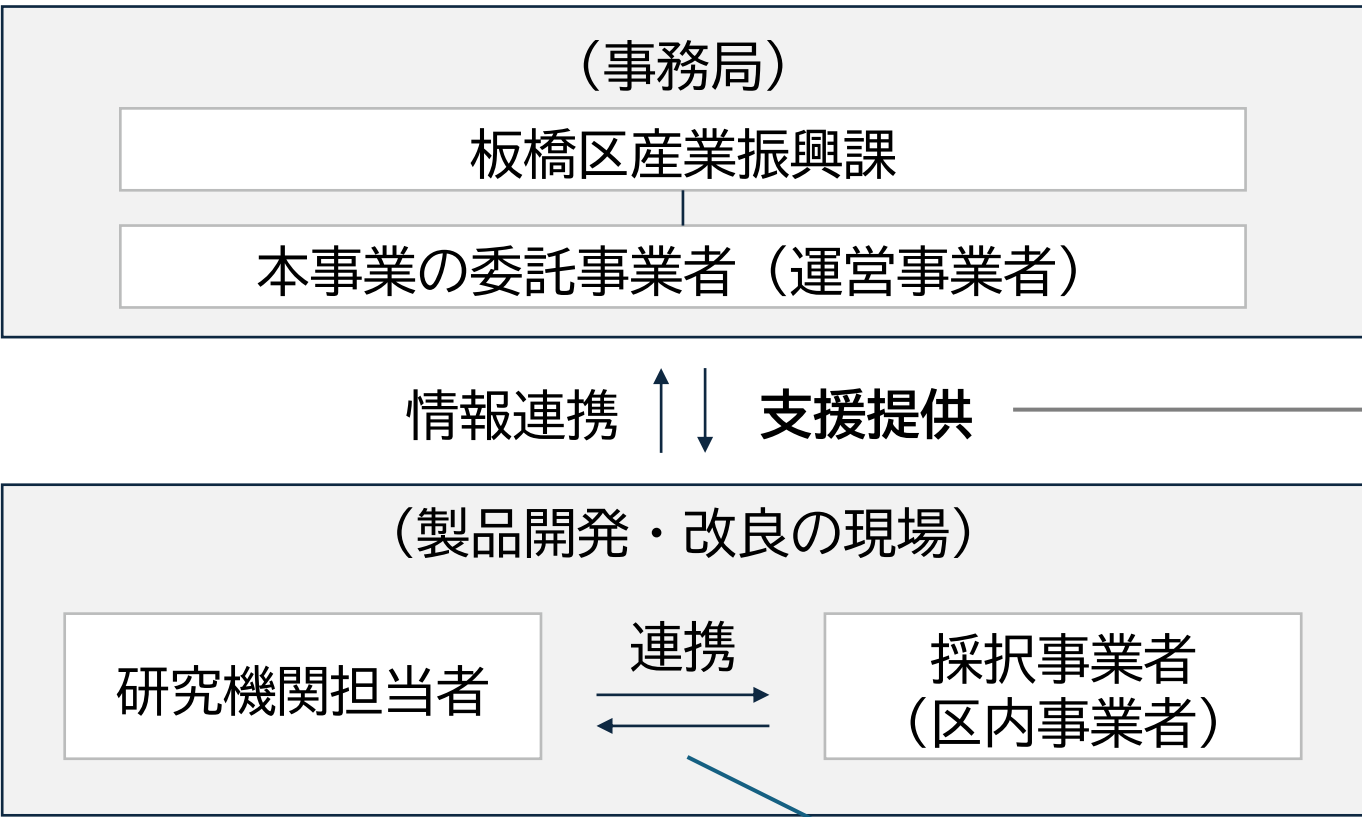
2. 来年1月頃より募集を開始する「研究開発プログラム」 - 概要

研究開発プログラムは事業者と研究機関の連携による製品開発・改良を支援する1年間のプログラムです ※一部内容は変更となる可能性があります。応募対象者・応募要件等の詳細は今後の情報公開をお待ちください

研究開発プログラムの概要・目的

- 板橋区内事業者・区内外スタートアップと研究機関の連携によって、新製品の開発・既存製品の改良を行う1年間のプログラム

研究開発プログラムの実施スキーム



事務局の支援内容

- 1 事業者と研究機関の連携におけるPMO・伴走支援
- 2 採択事業者への委託金の支給 (年間200万円を想定)
- 3 製品開発・改良完了後の実証・実装や販路開拓などの出口戦略の提供

「共同研究」もしくは「技術指導・性能評価」のいずれかが行われる連携のみを対象とする (特許利用のみ、受託研究のみなどは対象としない)

3. 「研究機関とのマッチング支援」の 応募方法

3. マッチング支援の応募方法（1）応募資格

「研究機関とのマッチング支援」の応募対象者は、以下の事項を満たす「区内事業者」または「スタートアップ」となります。

対象	対象ごとの応募資格	共通の応募資格
区内事業者	1. 板橋区内に事業所（工場・営業所・店舗 等）を有している 2. 中小企業基本法にて定められる中小企業または小規模事業者に該当する事業者（個人を除く。）	1. 法人事業税及び法人住民税を滞納していない者 2. 地方自治法施行令（昭和26年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。※1 3. 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び第30条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。 4. 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。 5. 東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年東京都板橋区条例第28号）第2条 に規定する暴力団等と密接な関係があると認められる者との関与がないこと。
スタートアップ	1. 創業後及び第二創業後概ね10年を超えないこと 2. 中小企業基本法にて定められる中小企業または小規模事業者に該当する事業者（個人を除く。） 3. 応募時点で株式市場において未上場であること 4. 今後、板橋区内での事業展開・社会実装を志向している	

※1：地方公共団体の競争入札等に参加する資格のない者として定められた要件（契約締結能力のない者、破産者、過去の契約で不正行為を行った者など）に当てはまらないことを示します。

3. マッチング支援の応募方法（2）応募方法及び提出書類

以下フォームより応募ください。

QRコード、 URLリンクのどちらからでも応募頂けます
（フォームはP19記載の区HPにも掲載しております）

QRコード

製品開発・改良に向けた研究機関との
マッチング支援 第1期応募 申込フォー
ム（令和8年9月25日（金）締め切



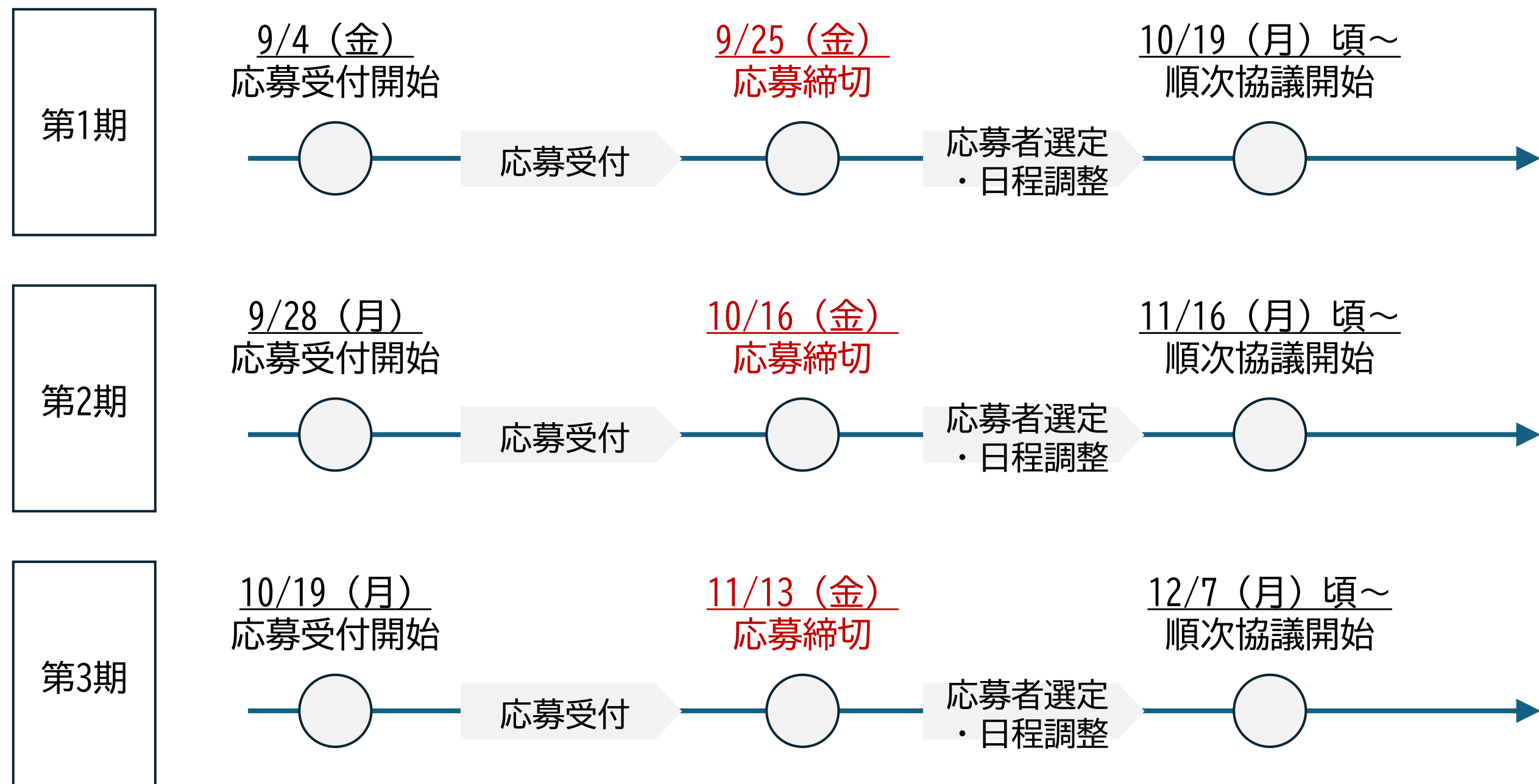
URL

<https://forms.cloud.microsoft/Pages/ResponsePage.aspx?id=8UXaNizdH02vE1q-RrmZIQgINNA3J55CmFH3e1NWaPtUOE4xNTJHQkVLRUExVDhZOUVOT1VaT1M4Ny4u>

3. マッチング支援の応募方法（3）応募スケジュール

マッチング支援は2026年9月-11月の3か月間、1か月ごとに応募を受け付けます。

第1期は9/25（金）に応募を締め切ります



3. マッチング支援の応募方法（3）応募者の選定

お繋ぎ可能な研究機関・研究者がご対応可能な範囲を超える応募があった場合、
お繋ぎする応募者を選定します

応募者選定が
発生する場合

- お繋ぎ可能な研究機関・研究者がご対応可能な範囲を超える応募があった場合
※対応可能な事業者数は研究機関により異なりますが、概ね1-3者程度になります

応募者の
選定方法

- 応募フォームに記載する製品開発・改良の検討状況の具体性及び研究機関・研究者の保有技術・知見との親和性等により選定します
- 「いたばし共創エコシステム」への入会有無は問いません
※応募事業者と研究機関との協議実施後も事務局からの継続的な支援を希望される場合は「いたばし共創エコシステム」への入会を条件とする場合がございます

※選定結果の詳細については公開せず、選定結果に関するご質問にはご回答しかねます。ご了承ください。
「3. マッチング支援の応募方法（1）応募資格」に示す資格を満たさないと判断した場合には、失格とします。

4. 「研究機関とのマッチング支援」 にてお繋ぎ可能な研究機関

4. マッチング支援にてお繋ぎ可能な研究機関

本マッチング支援は、以下に記載する4研究機関と協議機会の提供を行います。本支援へのお申込みにおいては、**HP掲載の各研究機関の概要資料を必ずご確認ください**

お繋ぎ可能な研究機関

- 学校法人 帝京大学
- 地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター
- 地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター
- 国立研究開発法人 理化学研究所
 - ✓ 大森素形材工学研究室
 - ✓ 光量子工学研究センター
メタフォトニクス研究チーム
 - ✓ 渡邊分子生理学研究室

HPはこちら！



[イノベーション創出推進事業
\(研究開発とのマッチング支援\) | 板橋区公式ホームページ](#)

5. 留意事項

5. 留意事項

本事業の留意事項についてご確認のうえ、応募ください。

留意事項について

応募者は以下の点に留意のうえ、応募してください。

- ✓ 研究機関・研究者とのマッチングにあたり、初回協議より前のNDA締結は対応いたしかねます。
また、初回協議には、必ず事務局が同席させていただきます
- ✓ 応募者選定結果の詳細については公開せず、選定結果に関するご質問にはご回答しかねます

6. 本事業の問い合わせ先

6. 本事業の問い合わせ先

本事業についてのお問い合わせは、事務局である合同会社デロイト トーマツの専用メールアドレスにご連絡ください

事務局		合同会社デロイト トーマツ
問合せ先		itabashi_co-creation@tohmatu.co.jp
事務局の企業情報	発足年月	2025年12月
	代表者	代表執行役 長川 知太郎 代表執行役 鹿山 真吾
	人員数	約12,000名（子会社含む）（2026年5月時点）
	事業内容	合同会社デロイト トーマツは、日本の経済・社会に貢献するために多様な専門家を擁する国内最大規模のプロフェッショナルファームです。 監査・保証業務や税務・法務領域を含むデロイト トーマツ グループの総合力と国際力を活かし、複数専門分野を掛け合わせて、戦略策定から実行、またテクノロジーの実装や運用など、End-to-Endのサービスを提供します。また、業界知見を深化させ、クライアントの持続的な成長や新産業創造を支援します。
	URL	https://www.deloitte.com/jp/ja/about/group/deloitte-tohmatu-llc.html